(四)　受講者による講習に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メディアの利用状況を管理するものであること。

(五)　認定講習課程実施者（認定講習課程の実施に係る業務の一部を委託している場合は、その委託先の事業者を含む。）及び利用する情報通信ネットワークについて、十分な情報セキュリティ対策（障害が発生した際の対応策を含む。）を講じているものであること。

第二項に次の一号を加える。

5　その他適切な授業計画によること。

○総務省告示第二百二十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

第五項第一号(二)中「高等学校設置基準による専任教員」を「高等学校における教員であって、他の職を兼ねず、また他の職から兼ねない者」に改める。

○総務省告示第二百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十四年六月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福島県喜多方市字沼田6955（271.40） (2)　福島県喜多方市塩川町中屋沢字中曽根13－2（378.90）	北緯37度39分19秒東経139度52分30秒の地点と北緯37度36分21秒東経139度56分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　青森県南津軽郡藤崎町大字榊字福田96－1（60.50） (2)　青森県五所川原市大字前田野目字長峰126（108.40）	北緯40度40分34秒東経140度31分30秒の地点と北緯40度44分27秒東経140度32分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　山形県酒田市高砂字官林続1－8（56.90） (2)　山形県飽海郡遊佐町豊岡字広表60（52.90）	北緯38度56分46秒東経139度50分00秒の地点と北緯38度58分01秒東経139度52分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　秋田県由利本荘市裏尾崎町9（52.20） (2)　秋田県由利本荘市中館字上沢182－2（101.90）	北緯39度23分15秒東経140度02分51秒の地点と北緯39度25分56秒東経140度05分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　秋田県横手市平鹿町浅舞字中東184（95.60） (2)　秋田県湯沢市字上二井田15（126.30）	北緯39度10分38秒東経140度28分17秒の地点と北緯39度09分36秒東経140度28分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　千葉県東金市東金字石橋下186－4（68.20） (2)　千葉県山武郡大網白里町北今泉字塩浜3696－13（48.10）	北緯35度33分20秒東経140度21分30秒の地点と北緯35度29分42秒東経140度25分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　茨城県龍ケ崎市4200－3（66.00） (2)　茨城県牛久市井ノ岡町字中原4184－3（69.00）	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分13秒東経140度12分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分22秒東経140度12分32秒の地点と北緯35度55分28秒東経140度12分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分42秒東経140度12分59秒の地点と北緯35度55分49秒東経140度13分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分04秒東経140度13分28秒の地点と北緯35度56分08秒東経140度13分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分38秒東経140度14分13秒の地点と北緯35度57分09秒東経140度14分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度57分26秒東経140度15分18秒の地点と北緯35度57分30秒東経140度15分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻字丸橋1148－1（381.20） (2)　群馬県吾妻郡中之条町大字五反田字成田4624－1（511.20）	北緯36度33分48秒東経138度53分07秒の地点と北緯36度35分35秒東経138度50分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度35分37秒東経138度50分07秒の地点と北緯36度36分02秒東経138度49分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度36分05秒東経138度49分21秒の地点と北緯36度36分11秒東経138度49分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　山梨県中巨摩郡昭和町西条字道川5108（338.70） (2)　山梨県西八代郡市川三郷町大塚字西の窪4727－4（329.30）	北緯35度38分20秒東経138度32分47秒の地点と北緯35度34分29秒東経138度32分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　山梨県南都留郡富士河口湖町船津1106－1（876.50） (2)　山梨県南都留郡鳴沢村字絶頭7300－1（1326.20）	北緯35度29分40秒東経138度45分13秒の地点と北緯35度26分51秒東経138度41分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　神奈川県相模原市緑区川尻字小野4290－1（257.50） (2)　神奈川県相模原市緑区三井1471―11（445.30）	北緯35度36分01秒東経139度17分43秒の地点と北緯35度36分00秒東経139度16分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　千葉県柏市豊四季237－1（97.70） (2)　千葉県柏市増尾字四斗蒔140－4（65.90）	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度49分58秒東経139度59分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域